

(仮称) 第2期印西市子ども・子育て支援事業計画 策定方針(案)

目次

1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画の名称.....	1
3	計画の位置づけ.....	2
4	計画の期間.....	2
5	国の動向.....	3
6	調査・策定の視点.....	5
	視点 1 待機児童の解消.....	5
	視点 2 切れ目のない支援の充実.....	5
	視点 3 多様な働き方を選べる子育てしやすいまちへ.....	5
	視点 4 国や県、広域行政及び他の計画等との連携が確保される計画.....	5
7	計画策定の市民参加.....	6
	(1) 市民アンケート調査の実施.....	6
	(2) 印西市子ども・子育て会議.....	6
	(3) 関係団体ヒアリング.....	6
	(4) パブリックコメントの実施.....	6
8	計画の構成イメージ.....	7
9	スケジュール.....	8

1 計画策定の趣旨

印西市（以下「本市という。」）では、平成26年度に「印西市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業、学童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、待機児童の発生が課題となっており、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保が進められている状況となっています。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本市の子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本市においては、「印西市子ども・子育て支援事業計画」を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「(仮称) 第2期印西市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画という。」）」を策定するものです。

2 計画の名称

計画の名称は「(仮称) 第2期印西市子ども・子育て支援事業計画」とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、「印西市総合計画」の分野別計画として位置付けるとともに、本市の関連計画との整合性を図り策定するものです。さらに、「印西市総合計画」における子ども・子育てに関連する政策の方向性に基づき、計画の推進にあたります。

〔計画の基本となる理念〕

① 子ども・子育て支援法の基本理念

- 子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野においてその役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援は地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

② 印西市総合計画 子ども・子育てに関する政策等の方向性

○ 安心して子育てができる環境づくりを推進する【児童福祉・子育て】

子育てにおける不安や悩みを解消し、親と子の健全な発達を図るため、地域での子育て支援体制を強化するとともに、多様な保育ニーズに応えられるよう保育環境の整備や保育サービスの充実を図ります。

○ 生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む【学校教育】

幼児教育の充実を図り、幼児一人ひとりの望ましい発達を促進します。

4 計画の期間

本計画は、2020年度から2024年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計				

5 国の動向

第1期計画策定以降の主な国の動向は、下記のとおりとなります。

■子ども・子育てに関する法律、制度等

平成	法律・制度等	内容
27年	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記。
	保育士確保プラン	・加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策推進法	・平成37年3月末までの時限立法に延長。
28年	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示。
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることが明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
29年	子育て安心プラン	・平成32年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30年	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ。
	基本指針の改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更が明示

現時点の国の今後の予定は下記のとおりとなります。

■国の直近の予定

時期	項目	内容
2018年7月(済)	第36回子ども・子育て会議	・今後のスケジュール案提示 ・量の見込みの算出等の考え方(案)の概要の提示 など
8月24日(済)	量の見込みの算出等の考え方	・第2期市町村計画作成における「量の見込み」の算出等の考え方を自治体へ発出
以下は今後の予定		
	↓基本指針の改正を検討	
秋頃～	子ども・子育て会議	・見直し検討項目について議論
	↓基本指針の改正作業	
年内・年明け頃	子ども・子育て会議	・見直しの方向性について
	↓基本指針の改正作業	
2019年 3月	改正基本指針公布	・改正基本指針公布

6 本計画の策定の視点

核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、待機児童の発生が課題となっている中、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援を念頭に置き、以下に掲げる視点に留意し、本計画の策定を進めます。

視点 1 待機児童の解消

本市の人口はまだ増加し続ける傾向にあること、また、女性の就業率の増加が見込まれることから、今後はさらなる保育ニーズの高まりが予測されるため、本計画では、幼児保育・教育の関係者にヒアリング調査を行い、幼児保育・教育の現場で必要とされているニーズを把握することで保育人材確保や保育士などの業務改善施策につなげることなどにも努めます。

視点 2 切れ目のない支援の充実

子どもが健やかに育っていくためには教育・保育事業を充実させるだけでなく、妊娠・出産期から青年期まで様々な取り組みが必要であることから、本計画では、小学校入学への不安や、地域で充実させてほしい事業のニーズの把握に努め、支援施策の充実につなげるとともに、切れ目のない支援の状況を明確にすることなどに努めます。

視点 3 多様な働き方を選べる子育てしやすいまちへ

女性の就業率や共働き世帯の増加、3世代家庭の減少、ひとり親家庭の増加など、暮らし方、働き方、子育ての仕方は多様化していることから、本計画では、働き方や子育てに対する考え方やニーズを把握し、様々な選択肢から子育てを選べることなどができるように努めます。

視点 4 国や県、広域行政及び他の計画等との連携が確保される計画

国や県、広域的な行政との連携や本市の他部門の計画との整合性が確保された計画となるように努めます。

7 計画策定の市民参加

(1) 市民アンケート調査の実施

項目	内容
一般市民	18歳以上の市民 1,000人 (無作為抽出)
就学前児童	就学前の児童の保護者 4,000人 (無作為抽出)
就学児童	就学児童の保護者 1,000人 (無作為抽出)

(2) 印西市子ども・子育て会議

(3) 関係団体ヒアリング

予定対象団体	・子育て支援センター	・子どもふれあいセンター
	・ファミリーサポートセンター	・つどいの広場 等

(4) パブリックコメントの実施

8 計画の構成イメージ

現段階での計画の構成イメージは以下のとおりです。

今後の事務局協議、各種会議等を経て変更していきます。

計画の構成イメージ

第1章 計画策定にあたって	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画策定の背景と目的 2 計画の期間 3 計画の位置づけ 4 子ども・子育て施策の動向について
第2章 印西市の取り巻く現状	<ol style="list-style-type: none"> 1 印西市の現状 <ul style="list-style-type: none"> ・人口構成・出生数、合計特殊出生率・児童数の予測 2 教育・保育の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・教育や子育てに関するサービスの状況 ・アンケートによる子育て家庭の状況 3 第1期計画の評価 4 課題のまとめ
第3章 計画の目指す方向性	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 計画の体系
第4章 施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育提供区域について 2 教育・保育の量の見込みと提供体制 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 4 子ども・子育て支援施策の展開 <ul style="list-style-type: none"> 施策1 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供の推進 施策2 親と子どもの健康確保・健康づくり 施策3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 施策4 子育てと仕事の両立支援
第5章 計画の推進及び進行管理	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画の推進体制 2 進捗状況の管理
資料編	<ol style="list-style-type: none"> 1 策定経過 2 印西市子ども・子育て会議条例 3 印西市子ども・子育て会議委員名簿

9 スケジュール

現時点でのスケジュールは下記のとおりです。

今後、国の動き等も踏まえ対応します。

内容	平成 30 (2018) 年度					平成 31 (2019) 年度											
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各種データ・関連計画の整理																	
現行計画の評価																	
アンケート調査																	
関係団体ヒアリング																	
サービス需給量の推計																	
素案の作成																	
パブリックコメント																	
成果品の作成																	
印西市子ども・子育て会議																	